

(様式1)

【御坊市】
端末整備・更新計画

| | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 |
|---------------------|-------|-------|--------|--------|--------|
| ① 児童生徒数 | 1,344 | 1,299 | 1,246 | 1,193 | 1,127 |
| ② 予備機を含む 整備上限台数 | 1,545 | 1,493 | 0 | 0 | 0 |
| ③ 整備台数 (予備機除く) | 0 | 1,299 | 0 | 0 | 0 |
| ④ ③のうち 基金事業によるもの | 0 | 1,299 | 0 | 0 | 0 |
| ⑤ 累積更新率 | - | 100% | 104.2% | 108.8% | 115.2% |
| ⑥ 予備機整備台数 | 0 | 50 | 0 | 0 | 0 |
| ⑦ ⑥のうち 基金事業によるもの | 0 | 50 | 0 | 0 | 0 |
| ⑧ 予備機整備率 | - | 3.8% | - | - | - |

※①～⑧は未到来年度等にあつては推定値を記入する

(端末の整備・更新計画の考え方)

令和2年度に整備した児童生徒用1,200台、令和4年度に児童生徒用の不足分267台、先生用133台について、端末のOSであるWindows10のサポートが2025年10月に終了するため、令和7年度に端末を整備する。

(更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について)

○対象台数：1,600台

○処分方法

- ・使用済端末を学校及び公共施設など再利用 : 400台
- ・小型家電リサイクル法の認定事業者にも再使用・再資源化を委託 : 1,200台
- ・資源有効利用促進法の製造事業者にも再使用・再資源化を委託 : 0台
- ・その他() : 0台

○端末のデータの消去方法 ※いずれかに○を付ける。

- ・自治体の職員が行う
- ・処分事業者へ委託する

○スケジュール(予定)

- 令和7年4月 処分事業者 選定
- 令和7年9月 新規購入端末の使用開始
- 令和7年12月 使用済端末の事業者への引き渡し

○その他特記事項

(様式2)

【御坊市】
ネットワーク整備計画

1. 必要なネットワーク速度が確保できている学校数、総学校数に占める割合 (%)

学校数：小学校6校、中学校4校

必要なネットワーク速度が確保できている学校数：6校 (60%)

2. 必要なネットワーク速度の確保に向けたスケジュール

(1) ネットワークアセスメントによる課題特定のスケジュール

令和6年度にネットワーク回線の改善を行いました。必要なネットワーク速度が確保できていない学校については、令和7年度中に保守事業者等に依頼し、原因の特定に努めます。

(2) ネットワークアセスメントを踏まえた改善スケジュール

ネットワークアセスメント等の結果を踏まえ、改善策の検討を開始し、早期改善を目指します。

(様式3)

【御坊市】
校務DX計画

「GIGAスクール構想の下での校務DX化チェックリスト」に基づく自己点検結果による本市の状況を踏まえ、特に本市の課題と考える次の事項について、各学校と連携を図りながら校務DXの推進を図っていく必要があります。

1. クラウドツールの一層の活用

既存のクラウドツールを積極的に活用することで校務の効率化、ペーパーレス化の推進を図ります。

2. 保護者の利便性を兼ねた校務DX

令和6年度に保護者連絡ツールを小中学校へ導入、欠席、遅刻連絡や連絡事項のデジタル配信等について、アプリケーションを介して行うことで教職員の電話対応の負担軽減、及び保護者の利便性向上に努めました。

今後も保護者連絡ツールの更なる活用を推進するとともに、保護者から学校へ提出を求める文書についても、デジタル化することが効果的なものは積極的にデジタル化していき、教職員、保護者双方の負担軽減を図ります。

また、現在学校徴収金集金システムの導入を検討し、学校現場の現金でのやり取りを廃止することで、未納者への対応や現金紛失のリスクを解消するとともにキャッシュレスの推進を図ります。

3. 押印、FAXの見直し

現在、学校で取り扱う書類で、教育委員会規則等で押印を求めている書類がいまだに存在していますが、押印を省略することで印刷コストが抑えられるとともに校務の効率化につなげています。

また、FAXによる配布や提出についても、電子メールを活用するよう変更しています。

(様式4)

【御坊市】

1人1台端末の利活用に係る計画

1. 1人1台端末を始めとするICT環境によって実現を目指す学びの姿

国のGIGAスクール構想に基づき、本市においても1人1台端末の活用による児童生徒の「個別最適な学び」「協働的な学び」を推進していきます。

社会構造の変化により、情報化が加速度的に進んでいるなか、情報活用能力等の資質や能力を育む必要があり、学習指導要領や「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの実現～に基づき、自らの課題意識に基づく対応力を養い、主体的に取り組む児童生徒の育成に努めます。

2. GIGA第1期の総括

令和2年度に端末の整備及び学校のネットワーク環境整備を行い、その際にはデジタルドリル、授業支援ツールを導入し、令和3年度から学校での端末の活用を進めてきました。令和4年度からはICT支援員による小中学校への訪問支援を開始し、教職員に対して、授業及び校務でのICT機器の利活用のアドバイスによりICT活用指導力の向上を目指してきました。

しかし、教職員のタブレット端末及びICT機器への習熟度や意識の個人差により学校での活用頻度の差が生じるなどの課題があるため、引き続き研修の実施、授業実践例の情報共有により、教職員のICT活用指導力の向上を図る必要があります。

3. 1人1台端末の利活用方策

【1人1台端末の積極的活用】

児童生徒の「資質・能力」の育成をめざし、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を図るため、1人1台端末の整備環境を引き続き維持します。

また、学校のニーズや課題に応じた教員向けの研修の実施等により、具体的な利活用事例を提供することで授業等での利活用のハードルを下げること、積極的な活用を推進します。

【個別最適・協働的な学びの充実】

デジタルドリルを自分自身に合った進捗で取り組んだり、コミュニケーションツールの機能を用いて児童生徒の意見をグループや全体に共有したりすることにより、個別最適で協働的な学びの充実に努めます。

【学びの保障】

様々な事情により一定期間登校が難しい場合や特別な配慮が必要な場合においては、児童生徒や保護者と学校が協議を行い、1人1台端末などのICT機器を活用して、個に合わせた支援体制を整えていきます。